平成24年度第1回大阪府環境審議会リサイクル製品認定部会の概要

1 平成24年度第1回リサイクル製品認定部会の審議結果について

知事から諮問のあった別紙のリサイクル製品22件について、平成25年2月22日に リサイクル製品認定部会を開催し、認定基準への適合状況等について調査審議を行った。 その内訳は、今回初めての認定申請するものが13製品、認定期間(3年)満了に伴い再 申請するものが9製品であり、製品の種類は、タイルブロック、再生舗装材、プラスチック製品、ガラス製品及び紙製品であった。

審議の結果、諮問のあった別紙のリサイクル製品22件について、認定することが適当と認められた。

2 リサイクル製品の現況

認定状況 281製品(71事業者)[平成24年度末現在]

## 参考

大阪府リサイクル製品認定制度について

〇大阪府循環型社会形成推進条例 抜粋

(再生品の認定及び普及)

第 12 条 知事は、循環資源の循環的な利用を促進し、及び循環型社会の形成に寄与する事業 を営む事業者を育成するため、再生品のうち、別に定めるところにより循環資源の循環的な 利用の促進に特に資するものを、事業者の申請に基づき認定し、及びその普及に努めるもの とする。

〇大阪府リサイクル製品認定制度について

対象: 府内で排出された循環資源(廃プラ、古紙、コンクリートがら等)を使用して国内のプラントで再生した製品

・申請手数料・・・1申請につき 18,000円

認定: 6、11月の年2回募集し、10月1日、3月1日付けで認定。認定期間3年間。

基準:リサイクル製品認定要領で認定基準を定める。

(循環資源の使用率、環境への配慮、JIS規格等への適合など)